

「最新情報」

GSAP

May 18, 2020

「インド経済の新型コロナウイルス感染症（Covid-19）に対する戦いへの取り組みを支援するための救済策」

新型コロナウイルス感染症の発生に照らして、インド財務大臣は2020年5月13日から17日まで、インド経済をサポートするために様々な業界に対する救済措置および法定遵守・コンプライアンス要件に係る緩和を発表した。

本アラートにおいて直接税に関連する主要な項目をハイライトしております。

情報源: <https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1623601>

 www.gsapadvisors.com  info@gsapadvisors.com

法定遵守およびその他のコンプライアンスタイムラインの緩和

- 2019-20年度の税務監査の期日 は2020年9月30日から2020年10月31日まで延長された
- 2019-20年度の所得税申告の提出期限が2020年7月31および2020年10月31日から2020年11月30日まで延長された
- 2020年9月30日にタイムバルされる税務調査手続きの期日が2020年12月31日まで延長され、2021年3月31日にタイムバルされるものは2021年9月30日まで延長された
- 「Vivad se Vishwas Scheme」に基づく支払い日(追加料金なしで)は2020年6月30日から2020年12月31日まで延長された

源泉所得税・源泉徴収税(TDS/TCS)の適用税率の引き下げによる流動性の確保

- 居住者へに行われる給与以外の所定の支払いに対する源泉所得税の控除率(Tax Deduction at Source:TDS)と一定の受領金額に対する源泉徴収税率(Tax Collection at Source: TCS)は、既存の税率から25%引き下げられた税率で適用される
- 上記の適用税率は、請負業者への支払い、プロフェッショナルフィー、利息、家賃、配当、手数料、仲介などに対して適用される
- また、当該税率の引き下げは2020-21年度の残りの部分、つまり2020年5月14日から2021年3月31日までの期間について適用される

お問合せ先

GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor
Kalkaji, New Delhi 110019
India



info@gsapadvisors.com



+91 (11) 4056 0819
+91 (11) 4154 4443

Disclaimer: The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the inFormation contained herein.